

## 船橋市予防接種健康被害調査委員会要綱

### (設置)

第1条 本市が実施した予防接種による健康被害等について調査し、または予防接種の研究指導を図るため、船橋市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- 1 船橋市医師会代表
- 2 別表に掲げる市職員
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。ただし、委員長が選定されていないときは市長が招集し、会議の冒頭にて委員長を決定する。

- 2 委員会は半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### (参考意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (災害補償)

第6条 委員の業務の従事中、又は通勤途上において災害を受けたときは、本市が加入する傷害保険により補償を行うものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市健康部健康づくり課が行う。

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成5年6月25日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（平成24年4月1日改正）（平成25年4月1日改正）（平成27年10月1日改正）（令和5年4月1日改正）

船橋市健康部長
船橋市健康部副参事
船橋市立医療センター医師